令和８年３月
国　　税　　庁

「国税徴収法施行規則第一条の五第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件（令和二年国税庁告示第十九号）の一部を改正する件（国税庁告示第十六号)」の概要

１　令和８年度税制改正に伴い、国税徴収法施行規則第一条の五第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件（令和二年国税庁告示第十九号）の「国税徴収法施行規則第一条の五第三項」を「国税徴収法施行規則第六条第三項」に改正する。

２　この告示は、令和９年４月１日から適用する。